

◎ 今年度における委員会運営について

1 オンラインによる委員会等の出席について

[資料1「大阪府議会オンライン委員会運営要綱」参照]

[資料2「オンラインによる委員協議会及び代表者会議に関する申合せ事項」参照]

- ・ オンライン委員会の開会を請求する場合は様式第1号を、オンライン出席を申請する場合は様式第2号を、それぞれの期限までに委員長あて提出するよう依頼。
- ・ 資料2のとおり申合せ事項が制定されたことにより、委員協議会に加え、代表者会議へのオンライン出席が可能となった。
- ・ 代表者会議へのオンライン出席については、職務代理者がオンラインによらずに出席可能な場合は、当該職務代理者に出席してもらうことを留意するよう依頼。
- ・ 委員協議会及び代表者会議へのオンライン出席を希望する場合は、開会前日の午後1時まで、事務局まで連絡するよう依頼。

2 委員会運営に関する申合せ事項について

[資料2「オンラインによる委員協議会及び代表者会議に関する申合せ事項」参照]

[資料3「委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項」参照]

[資料4「委員会における資料等の使用に関する申合せ事項」参照]

[資料5「携帯情報端末の取扱いに関する申合せ事項」参照]

[資料6「委員会の管外視察に関する申合せ事項」参照]

[資料7「議員提出議案の委員会審査に関する申合せ事項」参照]

- ・ 資料2から資料7の順守を要請。

3 理事者の出席の取扱いについて

(1)教育委員会委員

- ・ 申合せ事項のとおり、委員会への行政委員の出席要求については、委員会で協議の上、必要の都度出席を要求する。
- ・ 本委員会の意向として、従前どおり教育委員は出来る限り出席していただくことで、各会派了承。

(2)執行部職員

- ・ 申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えない。
- ・ 府民文化部の理事者については、大学に関する事項が本委員会の所管であるため、同部の出席者として、一般審査の際は、府民文化部次長、公立大学監及び府民文化総務課の大学担当参事2名、知事質問の際は、一般審査の4名に加え、府民文化部長が出席することを原則とし、一般審査においても部長の出席が必要となる場合には出席を求めることで、各会派了承。

4 委員会の傍聴について

- ・ これまで同様、委員会は傍聴できるが、委員協議会については間接傍聴となる。

議

事

概

要

5 委員会の撮影許可について

- ・府政記者会、教育記者会、政党機関紙及び各会派議員団に対して、撮影等の許可がされていることを報告。
- ・今定例会は試行的ではあるが、代表者会議も議員をはじめ報道関係者の傍聴が可能となっていることの下承を願う。

6 その他

(1)委員会等の欠席届

[資料8「欠席届」参照]

- ・委員会等を欠席する場合、欠席届を委員長あてに提出するよう依頼。

(2)本委員会の委員会室

[資料9「令和3年度常任委員会使用委員会室」参照]

- ・本委員会が使用する委員会室は、原則、第2委員会室となることを確認。

(3)委員会の定刻開会

- ・本会議と同様、委員会の定刻開会においても格段の協力を要請。

◎ 今定例会における委員会運営について

1 議案及び請願の委員会付託について

[資料10「令和3年9月定例会 教育常任委員会 付託案件一覧表」参照]

[資料11「請願文書表」参照]

- ・10月11日に請願が、11月4日に議案が、本会議において、それぞれ所管の常任委員会に付託され、本委員会には議案1件及び請願1件が付託されている。

2 正副常任委員長会議について

(1) 委員会の審査日程

[資料12「令和3年9月定例会 常任委員会審査日程」参照]

- ・一般審査（1日目）：11月17日（水）
- ・一般審査（2日目）：11月19日（金）
- ・知事質問を行う場合：11月25日（木）
- ・委員会審査は11月26日（金）までに終了するよう要請があり、円滑な委員会運営に格段の協力を要請。

(2) 9月定例会限定の申合せ事項の制定

[資料13「令和3年9月定例会における委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項」参照]

- ・昨年度、多くの予算案が知事により専決処分されており、議会として、その執行の実績や行政効果の達成などを明らかにする責務がある。
- ・限られた審査日程の中で、職員の働き方改革の取組みも考慮しつつ、充実した委員会審査を行うことができるよう、一般審査の質問時間を、委員1人当たり70分を各会派に配分する 今定例会限定の申合せ事項が制定されているため、順守を要請。

